

平成29年3月15日

◎桑名委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。 (14時59分開会)
御報告いたします。

高橋委員から、所用のため本日の委員会を欠席したい旨の連絡がっております。

《委員長報告の取りまとめ》

◎桑名委員長 それでは、本日の委員会は「委員長報告の取りまとめについて」であります。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

それでは、報告書案を書記に朗読させます。お願いします。

◎書記 では、朗読させていただきます。

総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案から第8号議案、第19号議案、第23号議案から第27号議案、第36号議案、第39号議案、第42号議案から第45号議案、第56号議案、第57号議案、第62号議案、以上23件については、全会一致をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち公文書館整備事業費について、執行部から、県民共有の貴重な知的資源である公文書を後世に引き継ぐとともに、歴史的公文書を通じて郷土の歩みを幅広く知ってもらう場となる公文書館を整備するための設計委託料であるとの説明がありました。

委員から、本県は公文書館の設置が後発となったが、これは市町村も同様で単独での公文書の保管場所の整備は財政的に厳しいと思われる。今後は、貴重な公文書の適切な管理の啓発とともに、複数の自治体による共同保管や公共施設の活用などを検討すべきと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、市町村と連携して将来にわたる公文書管理の方法について検討が必要と考えている。今後、共同保管の方法や遊休施設の活用など検討して対応したいとの答弁がありました。

次に、第39号「高知県債権管理条例議案」について、執行部から、条例において、対象となる債権の区分、管理、回収、債権放棄の要件及び議会への報告に関することなどを定め、今後の債権管理の一層の適正化を図るものであるとの説明がありました。

委員から、本年度6月の本会議において、総務部長から、県税の徴収事務に当たっては、納税者の生存権を脅かすものとなってしまうといけないとの答弁があったが、本条例の施行

に当たって債権の管理・回収とともに県民の生活保障をどう考えるかとの質疑がありました。執行部からは、条例の対象となる債権の回収と税の徴収とで対応に差をつけることはない。債権管理に当たっても、県民の生活を脅かさないよう配慮していくとの答弁がありました。

さらに、委員から、県の条例制定とあわせて県内自治体の債権管理条例の制定を支援してほしいがどう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、県議会からの意見とともに県の債権管理の条例制定を各市町村に周知したいとの答弁がありました。

次に、会計管理局についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち総務事務委託料について、執行部から、総務事務センターの所管事務のうち、臨時・非常勤職員関係事務など4業務について、民間活力の活用と効率的な事務の推進を目的として外部委託するものであるとの説明がありました。

委員から、一貫した業務内容の一部の外部委託は、偽装請負にならないか危惧するかどうかとの質疑がありました。執行部からは、委託先のスタッフは委託先の管理責任者の指揮監督のもとで業務を行う。また、作業場所を明確に区切るなどにより、偽装請負との指摘を受けることがないように対応するとの答弁がありました。

さらに委員から、会計管理局では、会計事務など県庁の重要な業務を担い、また職員の個人情報も取り扱うため、これまでどおり外部委託せず直接職員が行うべきではないかとの質疑がありました。執行部からは、外部委託により、職員をより適切に配置できると考え、判断をしたとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第1号「平成29年度高知県一般会計予算」のうち学力向上等調査研究事業委託料について、執行部から、児童生徒の学習の定着状況の把握や指導方法の改善に生かすことで、学習内容の定着を図るとともに、学力向上の検証改善サイクルを確立するものであるとの説明がありました。

委員から、全国学力・学習状況調査と県独自の学力調査が立て続けに行われ、対象となる児童生徒や教員には大変な負担になっており、調査のあり方を見直すべきではないか。県の調査は、学力向上にどう役立っているか。また、学校の意見にはどういったものがあるかとの質疑がありました。執行部からは、個々の児童生徒が1年間でどれだけ学力が身についたかを把握するとともに、確実な学習の定着に生かしている。また、調査結果から、教員は指導方法を振り返ることができる。なお、学校からは、学習の定着状況が把握できると聞いているとの答弁がありました。

次に、豊かな心を育む教育推進費について、執行部から、道徳の教科化に向け、指定校による指導方法等の研究や、道徳推進リーダーによる実践研究を普及することで、各学校

における道徳教育の充実及び児童生徒の道徳性の育成を図るものであるとの説明がありました。

委員から、家庭版道徳教育ハンドブック「高知の道徳」はどうか活用されているか。また、平成29年度の改訂内容はどのようなものかとの質疑がありました。執行部からは、各学校の道徳参観日で活用したり家庭の中で道徳教育について話をするなど、全ての学校で活用されている。また、教科化に当たっては、児童生徒がみずから考え、議論する授業が求められており、「高知の道徳」では、児童生徒が主体的に判断し道徳的な価値を発見するような内容や土佐や日本の偉人に関する内容を含める予定であるとの答弁がありました。

さらに委員から、20年ほど前には、軍国主義や修身につながるという理由から、高知市内の学校では道徳の授業がほとんど行われていなかったが、現在、道徳教育に対する同様の考えを持った教員はいるのかとの質疑がありました。執行部からは、現在は、道徳教育を否定的に捉えている者はいないと受けとめている。また、高知市において中四国の道徳の大会が予定されるなど、理解が徐々に進んでいるとの答弁がありました。

別の委員から、ヨーロッパでは子供の気づきを促す教育が進んでいる。指導には幾つか方法があり、教員が指導方法をしっかり理解し、授業で実践しないと効果が出ないと思うがどう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、道徳の教科化に向けて、指導方法の研究をさらに進めていきたいとの答弁がありました。

次に、学校給食推進費について、執行部から、学校給食の普及・充実を図り、安全な給食の供給を徹底するための市町村に対する指導・助言や研修の実施、また栄養教諭等を中心に、児童生徒一人一人に応じた朝食指導を市町村教育委員会に委託する経費であるとの説明がありました。

委員から、中学校給食の実施率と展望はどうかとの質疑がありました。執行部からは、平成28年度末の給食実施率は75.2%であるが、29年度末までには南国市、30年度末までには高知市で実施される予定であり、実施率は格段に上昇するとの答弁がありました。

委員から、中学校給食の実施や朝食摂取率の向上は、児童生徒の体力や健康、また貧困の連鎖を断ち切る上で非常に重要である。市町村とも連携し取り組みを推進してほしいとの意見がありました。

次に、警察本部についてであります。

第23号「平成28年度高知県一般会計補正予算」のうち庁舎等整備費について、執行部から、高知警察署庁舎新築工事において、用地取得後に判明した敷地の地盤改良や設計単価の誤りにより事業費が増加したため、実施設計を見直すこととし、そのことで県民負担の増加とならないよう職員用食堂の規模を見直す等した上で、なお実施設計に係る既決予算に不足が生じるため増額補正するものであるとの説明がありました。

委員から、必要不可欠な機能である職員用食堂の縮小は、積算誤りに伴う設計費用の増加分を捻出するためとはいえ問題がある。当初の規模で整備するよう再検討すべきと考えるがどうかとの質疑がありました。執行部からは、さまざまな手法を検討したが、既決予算で県民サービスを損なわないため、職員用食堂を最低限の規模で整備すべきと判断したとの答弁がありました。

別の委員から、県民の生命を守る大変重要な職務を担う職員に不自由を強いる見直しは行うべきではない。縮小しないよう再検討しないかとの質疑がありました。執行部からは、職員に負担をかけないようにさらに検討したいとの答弁がありました。

別の委員から、今後、積算誤りが生じないための対策をどう考えているかとの質疑がありました。執行部からは、それぞれの担当者が確認すべき項目を一覧にしたチェックシートを新たに作成し、確認漏れが生じないように運用する。あわせて、施設整備を担当する部署を増員することで再発防止のための体制を強化したいとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、総務部についてであります。

高知県PPP/PFI導入検討規程（案）について、執行部から、国において、PPP/PFI手法の導入を検討するための指針が策定され、平成28年度内に、指針の趣旨に沿った検討規程を策定するよう各省庁や地方公共団体に要請があった。こうしたことから、本県において、PPP/PFI導入を検討するためのルールを設けようとするものであるとの説明がありました。

委員から、参入する企業は、CSR（企業の社会的責任）を意識した取り組みを行うことが重要であると考えがどうかとの質問がありました。執行部からは、重要な視点であり、今後のPFIの導入の際に反映したいとの答弁がありました。

別の委員から、公共施設は、住民福祉の向上が最大の目的であり、利益を生み出すためのものではない。利益を最優先する民間企業の参加を促そうとするPFI手法を導入することで、公共施設の目的が果たされるのか。また、PFI手法を導入しなくても、地元企業を守り、事業機会をふやすことはできるのではないかとの質問がありました。執行部からは、PFI手法の導入により、公共サービスに民間企業のアイデアがより生かされるとともに、地元企業の一層の事業機会の創出につながると考えているとの答弁がありました。

次に、高知県公共施設等総合管理計画（案）について、執行部から、今後、県の公共施設が大量に更新時期を迎える一方で、依存財源に頼らざるを得ない財政構造や人口減少等により、施設の利用需要の変化や目的の多様化が見込まれることから、管理について長期的な視点で計画を策定し、今後の財政負担の軽減、平準化や公共施設等の最適な配置や有効活用の実現を目指すものであるとの報告がありました。

委員から、公共施設は、住民福祉の向上のために必要であり、人口減少により不要になるものではなく、人口減少を理由に公共施設を減らす手法は認められない。整備目的を踏まえ、県民の意見を十分聞くべきと思うがどうかとの質問がありました。

執行部からは、計画では、県民サービスを維持しつつ、現在計画している事業による増加分を加えた平成28年度末時点の公共施設の延べ床面積を上限に更新することを原則としている。個々の施設については、さまざまな意見を聞き、県民サービスが低下しない視点で検討するとの答弁がありました。

別の委員から、橋梁などのインフラは先進技術を導入し長寿命化やメンテナンスの合理化を進めているが、計画の対象となる公共施設についてはどう考えるかとの質問がありました。執行部からは、先進技術による長寿命化は有意義な取り組みと思われる。建築課とも協議していきたいとの答弁がありました。

次に、会計管理局についてであります。

印刷物請負契約への最低制限価格の導入等について、執行部から、県発注印刷物について、高知県印刷工業組合等から公正な競争を阻害する低価格での受注の防止と発注の県外流出の防止を求める要望があり、受注実態等を調査した結果、今後も継続した成果品の品質を確保するため、電子調達案件について最低制限価格を導入するとともに、受注業者が県内外を問わず他の業者へ再委託する場合に競争入札案件と同様に承認申請の提出を求めるものであるとの説明がありました。

委員から、再委託を申請すれば、県外業者に委託できることになっているが、県内で業務が完結する仕組みを検討すべきと考えるがどうかとの質問がありました。執行部からは、少額の業務委託である電子調達案件においても、競争入札案件と同様に再委託の承認申請を求めることで安易な再委託はしないという意識づけにつながると考えている。なお、業務の丸投げはこれまでも認めておらず、再委託の承認申請があっても、合理的な理由がなければ再委託は認めないように考えているとの答弁がありました。

さらに委員から、再委託を承認する判断にばらつきがないよう、承認基準を明確にすべきと考えるがどうかとの質問がありました。執行部からは、わかりやすい承認基準を設けて庁内に周知したいとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

以上です。

◎桑名委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

(小 休)

- ◎ 28年度は不祥事が多かったんで、それについて、最後にまとめてやっちゃってください、総務部、教育委員会、警察、どれもあったと思う。
- ◎ 不祥事については、委員長がまとめてくれていたから。あれを入れたらいいと思います。
- ◎ 二度とないよというので。今議会は新しいことの取り組みがあるんで、これぐらいのボリュームになるのかなと思っております。

◎桑名委員長 それでは、正場に復します。

それでは、ただいま協議いたしました文案により、本会議で委員長報告を行うことといたします。

なお、細部の調整については、正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

《閉会中の継続審査》

◎桑名委員長 それでは、「閉会中の継続審査の件」を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることにより御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、出先機関の業務概要調査について、平成29年度の出先機関等調査の日程案を作成しましたので、お手元にお配りしております。

それでは、このことについて協議したいと思います。

御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ ちょっと気になるのが、農業高校が両方とも外れているんですね。

◎ ことし、幡多農業も、高知農業も行きましたね。

◎ 県立高校は、中高一貫校は毎年行くように、それから統合に関係する学校は毎年行くようにしていますけれど、それ以外は2年に一遍という形で。

◎ 2年に一遍ということですから、次は来年。

◎桑名委員長 それでは、正場に復します。

この計画案を、来年度の委員会に申し送ることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 では、御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、今議会の委員会日程は全て終了いたしますが、最後に一言御挨拶申し上げます。

どうも1年間お疲れさまでございました。この総務委員会は、本当に意見がしっかり出て充実した委員会になったと思います。必ずや県勢発展のためにも寄与できたのではないかなと思っております。来年度は、それぞれまた委員会が違いますし、また我々議員としては折り返しの期に入るところではございますが、どうかそれぞれの皆さん方の御発展も祈念いたしまして委員長の挨拶とかえさせていただきます。本当に1年間お疲れさまでございました。

では、副委員長の御挨拶をお願いします。

◎依光副委員長 1年間、桑名委員長をお支えして何とかやり切ることができました。来年度は、また一緒になる委員さんもいらっしゃると思いますけれども、皆さんの進行への御協力に感謝いたしまして、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎桑名委員長 それでは、以上をもちまして、総務委員会を終了いたします。

(15時22分閉会)